

「国税庁長官の権限に属する事務の一部を国税局長及び税務署長に  
取り扱わせる件の一部を改正する件（国税庁告示第15号）」の概要

（趣旨）

所得税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第4号）の施行により、税理士法（昭和26年法律第237号）の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものです。

（意見公募手続に付さなかった旨及びその理由）

本件は、税理士法（昭和26年法律第237号）の一部改正に伴い、その施行に関し必要な事項を定めるため及び当然必要とされる事項の整理のために告示を改正するものであり、行政手続法第39条第4項第二号及び第八号に該当することから、意見公募手続を実施しませんでした。